

令和8年度 就学前の教育・保育行政の概要



高知県教育委員会事務局幼保支援課

< 目 次 >

1	こども家庭庁資料	1
2	教育・保育内容の充実と研修等		
	○ 就学前教育・保育の質の向上 親育ち支援の充実	5
	○ 令和8年度 幼児教育研修及び支援一覧	6
	○ 就学前教育の充実	7
	○ 園内研修支援事業	8
	○ 地域における保育の質向上のための体制整備事業	13
	○ 高知県幼保推進協議会	14
	○ 園評価支援事業	15
	○ 保幼小連携・接続推進支援事業	16
	○ 幼稚園教育理解・発展推進事業	18
	○ 幼児教育関連資料	19
	○ 教育センター所管の研修について	21
3	親育ち支援		
	○ 令和8年度 親育ち支援研修及び支援一覧	25
	○ 親育ち支援推進事業等全体概要	26
	○ 親育ち支援啓発事業	27
	○ 親育ち支援保育者スキルアップ事業	32
	○ 基本的な生活習慣向上事業	34
	○ 親育ち支援推進地域モデル事業	35
	○ 親育ち支援関連資料	36
	○ 家庭支援の計画的な実施について	37
4	研修申込み		
	○ 研修申込みについて（園内研修、親育ち支援研修等）	39
5	保育所・幼稚園・認定こども園関係施策等（子ども・子育て支援新制度含む）		
	○ 幼保支援課 補助金等一覧	41
	○ 厳しい環境にある子どもたちへの支援（就学前）	45
	○ 多機能型保育支援事業	46
	○ 保育士等の人材確保	47
	○ 地域型保育人材育成事業（子育て支援員等研修）	48
	○ 「子育て支援員」研修について	49
	○ 特別支援保育・教育推進事業費	50
	○ 地域のニーズに応じた保育サービスの充実	51
	○ 私立幼稚園への補助	52
	○ 多子世帯保育料軽減事業費補助金	53

○ 子ども・子育て支援新制度		
・子ども・子育て支援新制度の概要と子どもの認定区分	55
・給付の基本構造	57
・幼保連携型認定こども園とその他の認定こども園の比較	58
・地域型保育事業の認可基準について	60
・新制度における指導監査等について	62
・地域子ども・子育て支援事業について	64
・保育士等の処遇改善等加算について	68
6 南海トラフ地震対策等		
○ 保育所・幼稚園等の高台移転への補助について	73
○ 保育所・幼稚園等の施設整備にかかる補助金について	74
○ 保育所等における業務継続計画（BCP）について	75
7 参考資料		
・ 保育所・幼稚園・認定こども園等の状況	77
・ 保育所・幼保連携型認定こども園指導監査文書指導の概要	80
・ 認可外保育施設一覧（高知市以外）	81
・ 第2種社会福祉事業届出一覧 一時預かり事業 実施施設	82
・ 病児保育事業 実施施設	84
・ 保育所・幼稚園・認定こども園等の申請・届出について	86
・ その他届出事項（一時預かり事業・病児保育事業・利用定員）	104
・ 事故報告について	105
・ 児童虐待に関する通告・相談の流れ	106
・ 保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン	107
・ 児童生徒性暴力等の防止について	110
・ 財産処分について	111

1 こども家庭庁資料

○ 令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。



1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実
【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】
2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進
【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】
3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善
【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

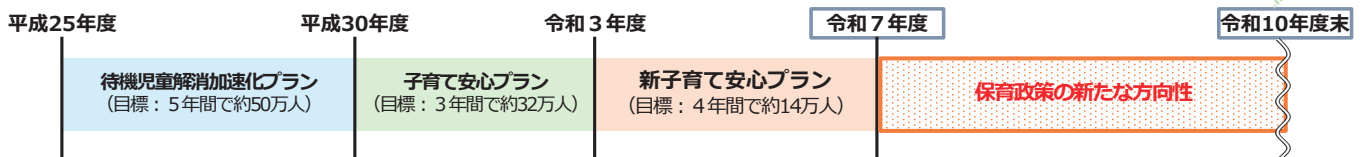
- ☞ 全国どこでも質の高い保育が受けられる
- ☞ 地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが応援・支援される
- ☞ 人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保

待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」

質の高い保育の確保・充実

全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援

保育人材確保・テクノロジーの活用等



- ・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数 H29:26,081人→R6:2,567人】
- ・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率 R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】
→ 待機児童対策を中心とした「**保育の量の拡大**」からの転換
- ・全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立 (R5.4.1施行)
→ 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、**全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要に**

※「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた保育内容の在り方、人口減少下における保育人材の在り方等の長期的な課題についても、今後、検討を進める。

令和8年度の保育政策における主な改善・見直し事項 (予算事業、公定価格等)

- 人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、「保育政策の新たな方向性～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～」(令和6年12月こども家庭庁)に基づき、3つの柱を軸に取組を強化・推進 青字：公定価格・基準等の見直し事項

地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

- 地域の実情を踏まえた保育提供体制の確保を推進
 - 各地域の計画的な施設整備等への支援
 - ・ 将来人口も踏まえた必要性の高い施設整備への優先的・重点的支援
 - ・ 地域課題に応じた待機児童対策の推進
 - ・ 自治体における地域分析・地域支援のIT事業【新】 R7補正
 - ・ 3～5歳児を対象とした小規模保育事業【R8.4施行】
 - 人口減少の中での保育機能の確保・強化
 - ・ 過疎地域の計画的な施設整備や多機能化への補助率高上げ【継続】
 - ・ 過疎地域等における多機能化のIT事業【継続】 R7補正
 - ・ 過疎地域等で保育機能確保に取り組む小規模園への支援【新】
 - ※ 財産処分ルールの見直しについて検討
- ※ 令和6年人事院勧告を踏まえた地域区分の見直しについては令和9年度に向けて引き続き検討
- 職員配置の改善
 - ・ 3歳児の職員配置の改善 (令和10年度から完全基準化)
- 保育の質の確保・向上
 - ・ 保育所保育指針等の改定に向けた議論
 - ・ 保育士等のモチベーションの活躍による保育の質向上推進事業 (国内研修と公開保育の推進)【新】
 - ・ 第三者評価改善IT事業【新】
- 保育の安全性の確保
 - ・ 虐待通報の円滑な運用のための支援事業の創設【新】
 - ・ 安全対策の推進に資する機器 (午睡カガ、カマ等) 導入支援【継続】 R7補正
 - ・ 安全計画の策定等をしていない場合の減算の創設 (R8.7～)【新】
 - ・ 施設機能強化推進費加算の見直し【拡充】

※物価上昇等の中で安定的な教育・保育を継続するための臨時加算の創設【新】 R7補正

全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

- こども誰でも通園制度の全国展開
 - ・ 乳児等支援給付 (10時間～3時間/月) の創設【新】
 - ※ 単価引上げ、障害児等の加算の引上げ、初回対応や家族支援等の加算の新設
 - ・ 施設整備補助 (補助率高上げ)、ICT導入補助【継続】
 - ・ 利用管理・予約・請求書システムの運用【継続】
- 障害児・医療的ケア児等への教育・保育の充実
 - ・ OT・PT・ST・心理職等の専門職の配置・取組を評価する加算の創設
 - ※ 医療的ケア児を受け入れる場合は看護師等配置についても評価【新】
 - ・ 専門職の保育士みなし特例の創設【新】
 - ・ 延長保育における障害児加配加算の創設【新】
 - ※ 医療的ケア児に対応するための体制整備について、現行の予算事業の見直しと併せて、公定価格での対応を令和9年度に向けて検討
- 病児保育の充実等
 - ・ 病児保育の体制整備の促進、利便性の向上 (システム導入補助の拡充、広域連携のイネテイク付与)【拡充】 R7補正
- ベビーシッターを含む認可外保育施設への支援
 - ・ 安全で質の高いベビーシッター利用促進、ニーズ分析調査、安全カガ導入支援
 - ・ 企業主導型保育の定員設定や財産処分ルールの見直し【新】 R7補正
- 家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進 【再掲】
 - ・ OT・PT・ST・心理職等の専門職の配置・取組を評価する加算の創設
 - ・ 施設等利用給付 (認可外保育施設・私学助成園) の給付上限額引上げ (R8.10～)【拡充】
- 「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進
 - ・ 普及啓発、コネクター養成、科学的知見に関する調査研究【継続】 R7補正

保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

- 保育士等の処遇改善の推進
 - ・ R7人事院勧告を踏まえた5.3%の改善【拡充】
 - ・ 物価・賃金上昇を踏まえた各種単価の充実【拡充】
 - ・ 経営情報等の報告を行っていない場合の減算の創設 (R8.7～)【新】
- 保育人材の確保
 - ・ 保育士・保育所支援センターの機能強化 (伴走的支援の強化・PDCAによる業務改善)
 - ・ 地域限定保育士の活用促進 (講習・研修等の支援)【新】
 - ・ 社会福祉施設職員等退職手当共済の公費助成【継続】

○ 保育DXの推進

- ・ 保育現場における保育ICT (計画・記録、保護者連絡、登降園管理、チャット決済) 導入支援【拡充】 R7補正
- ・ ICT活用推進を評価する加算の創設【新】
- ・ 保育ICTラボ事業【拡充】 R7補正
- ・ 保育業務施設管理プラットフォームの運用【新】、改修【新】 R7補正
- ・ 保活情報連携基盤の運用【新】、改修【新】 R7補正

令和8年度公定価格・基準等の見直し事項（案） 全体像

○ 人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、「**保育政策の新たな方向性～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～**」（令和6年12月こども家庭庁）に基づき、**必要な見直しを推進**

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

<令和7年度の見直し> ○定員区分の細分化（人口減少対応） ○定員超過減算の適用開始期間の短縮 ○冷暖房費加算の見直し（激変緩和措置の設定）
○1歳児配置改善加算の創設 ○主任保育士専任加算等の複数実施要件への災害対応関係の選択肢の追加（災害対応の強化）

<令和8年度の見直し（案）>

- 満3歳以上限定小規模保育事業の創設
- 過疎地の小規模施設向けの新たな加算（特別地域保育体制確保対応加算（仮称））の創設
- 冷暖房費加算の激変緩和措置の継続
- 3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置期間の終期設定（令和9年度末まで）
- 学級編成調整加配の見直し
- 定員21～40人の保育所等の調理体制の充実
- 安全計画の策定等を行っていない場合の減算の創設（R8.7～）
- 施設機能強化推進費加算の充実

※令和6年人事院勧告を踏まえた地域区分の見直しは令和8年4月からは実施せず、令和9年度に向けて引き続き検討

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

※令和7年度の見直し事項はなし

<令和8年度の見直し（案）>

- 保育所等におけるこども誰でも通園制度の実施促進のための各種加算の見直し
- 障害児保育充実のための専門職の活用等（①療育支援加算の見直し ②保育士みなし特例の創設）

※医療的ケア児に対応するための体制整備について、現行の予算事業の見直しと併せて、公定価格での対応を令和9年度に向けて検討

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用による職場環境の改善

<令和7年度の見直し> ○保育士・幼稚園教諭等の処遇改善（令和6年人事院勧告+10.7%） ○処遇改善等加算の一本化

<令和8年度の見直し（案）>

- 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善（令和7年人事院勧告+5.3%）
- 経営情報等の報告を行っていない場合の減算の創設（R8.7～）
- 年齢別配置基準を下回る場合の減算の適用タイミングの見直し
- 保育ICT推進加算（仮称）の創設

こどもまんなか
こども家庭庁

こども誰でも通園制度の公定価格について

基本分単価

こども一人1時間当たり 0歳児：1,700円 1・2歳児：1,400円

※利用料標準：300円

加算分単価

こども誰でも通園制度により、こどもを受け入れた際の単価に加え、以下の加算を行う。

1 障害児加算（1時間当たり単価600円）【充実】

障害児を受け入れた場合に加算。

2 医療的ケア児加算（1時間当たり単価2,500円）【充実】

看護師等を配置したうえで、医療的ケア児を受け入れた場合に加算。

3 要支援家庭のこども加算（1時間当たり単価600円）【充実】

要支援家庭のこどもを受け入れた場合に加算。必要に応じて、関係機関との連携、情報共有等を行う。

4 初回対応加算（1回当たり単価 0歳児：1,700円、1・2歳児：1,400円）【新設】

事前面談（制度の意義や利用に当たっての基本事項の伝達、こどもの特徴の把握などを行う）及び事後面談（こどもの様子のフィードバック）を実施した場合に加算。面談記録を残すことを求める。

事前面談：30分以上実施（制度の意義や基本事項の伝達を集合形式で行う場合は、別途、個別に15分以上実施）

事後面談：10分以上実施

なお、前回の利用から、半年以上、期間が空いた場合も同様の対応を行うことで、加算の対象とする。

5 生活困窮家庭等負担軽減加算（1時間当たり単価 生活保護世帯：300円上限、市町村民税所得割合算額77,101円未満である場合、要支援家庭である場合：200円上限）【新設】

市町村が認めた家庭のこどもが利用する場合に、事業所において利用料の減額を行った場合に加算。

6 賃借料加算（1時間当たり単価200円（賃貸借契約金額が上限））【新設】

賃貸物件において、実施する場合に加算（賃貸借契約上、毎月支払う額を上限）。

7 特別地域加算（1時間当たり単価300円）【新設】

離島や山村地域等の要件に合致する地域に所在する事業所において、こどもを受け入れた場合に加算。

8 保護者支援面談加算（1回当たり単価1,400円）【新設】

利用しているこどもの様子を伝えるとともに、保護者が抱える子育ての悩みや不安等育児に関する相談に対応する面談を30分以上実施した場合に加算。面談記録を残すことを求める。

法案の趣旨

保育人材の確保等に関する体制の整備及び虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、保育士・保育所支援センターの法定化、国家戦略特別区域における関係する特例の一般制度化を行うほか、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設、一時保護委託の登録制度の創設及び児童虐待を行った疑いのある保護者に対する一時保護中の児童との面会制限等に関する規定の整備を行う。

法案の概要

(1) 保育士・保育所支援センターの法定化【児童福祉法】

現在予算事業として行われている保育士・保育所支援センターによる保育士確保のための都道府県等の業務に関する規定を整備し、都道府県等が潜在保育士の復職支援等を行うための必要な体制の整備を行う。

(2) 保育の体制の整備に係る特例の一般制度化【児童福祉法、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法】

- ① 国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化し、登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後3年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能な資格制度を創設する。
- ② 3～5歳児のみを対象とした小規模保育事業は国家戦略特別区域に限り認められているところ、これを全国展開する。

(3) 虐待対応の強化【児童福祉法、認定こども園法、学校教育法、児童虐待防止法、こども性暴力防止法】

- ① 保育所等（※）の職員による虐待に関する通報義務等を創設する。
（※）もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等を行う以下の施設・事業を対象とする。
保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館
- ② 児童福祉施設、里親等以外の者が一時保護委託を受ける場合の登録制度を創設する。また、当該登録を受けた者をこども性暴力防止法の学校設置者等として位置付ける。
- ③ 一時保護児童と保護者との面会等制限について、児童虐待が行われた場合に加え、児童虐待を行った疑いがあると認められる場合も、児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれと認めるときに、保護者の同意がなくとも面会等制限を可能とする。併せて、面会等制限を児童への意見聴取等措置の実施対象に加える。

施行期日

令和7年10月1日（ただし、(2)②は令和8年4月1日、(3)②は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日、(3)③は公布の日から起算して6月を超えない範囲において政令で定める日に施行する。）

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

施行日：令和7年10月1日

① 制度の現状・背景

- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要がある。
- 児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが設けられているところ、保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要がある。
（※）なお、保育所等や自治体において適切な対応が図られるよう「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し通知を发出（令和5年5月）するなどの対応を行っている。

② 改正内容

- 保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設ける。
 - ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
 - ・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
 - ・都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
 - ・都道府県による虐待の状況等の公表
 - ・国による調査研究 等
- もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業を、通報義務等の対象として追加する。

【対象施設・事業】：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

令和5年12月22日 閣議決定

はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上にとって最重要

- ✓ 誰一人取り残さないほしい育ちの保障に向けては課題あり
 - ※児童虐待による死に至る約半数が0～2歳/就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される
 - ✓ 誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い
- ⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

全てのこどもの生涯にわたる
身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）
な観点での包括的な幸福



⇒全ての人のウェルビーイング向上にもつながる

目的 全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

1 こどもの権利と尊厳を守る

- ⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障
- ✓ 乳幼児は生まれながらにして権利の主体
 - ✓ 生命や生活を保障すること
 - ✓ 乳幼児の思いや願いの尊重

2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠



「アタッチメント（愛着）」＜安心＞
不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の土台を獲得

豊かな「遊びと体験」＜挑戦＞
多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

3 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

- ⇒育ちに必要環境を切れ目なく構築し、次代を支える循環を創出
- ✓ 誕生の準備期から支える
 - ✓ 幼児期と学童期以降の接続
 - ✓ 学童期から乳幼児と関わる機会

4 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

- ⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援
- ✓ 支援・応援を受けることを当たり前
 - ✓ 全ての保護者・養育者につながる
 - ✓ 性別にかかわらず保護者・養育者が共育ち

5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

- ⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの育ちを支える工夫が必要
- ✓ 「こどもまんなかチャート」の視点（様々な立場の人がこどもの育ちを応援）
 - ✓ こどもも含め環境や社会をつくる
 - ✓ 地域における専門職連携やコーディネーターの役割も重要



【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の妊娠期から幼保小接続の重要な時期（いわゆる5歳児～小1）までがおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓ こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓ 全ての人の具体的な行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

「はじめの100か月」とは？

【参考】



誕生前

0歳

1歳

2歳

3歳

年少
4歳

年中
5歳

年長
6歳

小1
7歳

※幼保小接続の重要な時期

10か月 12か月 12か月 12か月 12か月 12か月 12か月 12か月 12か月

10か月

+

84か月

+

12か月

- ✓ お母さんがこどもを妊娠してから、小学校1年生の途中くらいまでが、だいたい100か月（※）。
- ✓ 長い人生において、人格の基盤を築く、はじめの重要な時期というメッセージが込められています。

※誕生日によって変動あり。94～106か月⇒概ね100か月。